

新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務委託

事業者選定にかかる審査要領

1 趣旨

「新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務プロポーザル実施要領」（以下、「プロポーザル実施要領」という。）に基づき、委託事業者とするにふさわしい業者を選定するため、審査方法及び基準を定めるものとする。

2 書類確認

- (1) 書類確認は、事務局において行う。
- (2) 事務局は、提出された書類が、プロポーザル実施要領に記載の提出書類の作成に関する注意点及び仕様書の要件等を満たしているかについて、確認を行う。
- (3) 書類確認は、事務局が提出書類を受領した後、随時行う。
- (4) 確認の結果、提案書が仕様等に合致していないと認められた場合は、後述の提案書の確認事項送付日までに是正を求めるものとする。期限までには是正されない場合は、提出がなかったものとみなす。

3 提案書に関する確認、プレゼンテーション及びヒアリング

対面でのプレゼンテーション及びヒアリングは実施しないが、提案書に関し、本市から確認をメール等で行う場合がある。確認事項の送付については、プロポーザル実施要領に記載のとおり。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。その場合は、別途通知する。

4 審査委員会

(1) 審査の方法

- ①企画提案書の内容について、審査委員ごとに各審査項目についての採点を行う。その採点結果により、審査委員ごとに提案者の順位を付与する。
- ②上記①により決定した各審査委員の順位数の和が最も小さい提案者を最優秀提案者とする。
- ③順位数の和が同数となった場合には、各審査委員の採点結果において1位を最も多く獲得した者を最優秀提案者とする。
- ④1位の獲得数が同数となった場合には、全審査委員の採点結果の合計点が高い者を最優秀提案者とする。

(2) 審査基準

別紙「新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務委託事業者選定にかかる審査基準」による。

新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務委託事業者選定にかかる審査基準

審査項目	審査ポイント	配点
業務目的の理解 及び 業務遂行 体制・実績	① 食品ロスの現状や動向、削減に向けた考え方は、業務の目的を十分理解したものとなっているか。	15
	② 年間を通じて業務を行える体制が整っているか	
	③ 同種または類似業務の実績があるか。	
実態調査 について	① 調査の実施手法について、分析及び実態の把握に必要な回答を十分に確保できるものとなっているか。	20
	② 調査結果の集計だけでなく、結果に基づいた分析を実施することができるか。	
食品ロス 削減啓発 業務について	① パンフレットは、発行目的が効果的に伝わる構成となっているか。	20
	② パンフレットは、食品ロス削減の広報のために、効果的に設置される工夫がされているか。	
	③ その他の啓発手法について、広く市民が目にするような広報手段となっているか。	
子ども向け 啓発映像 作成業務 について	① 未就学児及び小学校低学年に効果的に伝わるシナリオ構成となっているか。	30
	② コンセプトを十分に理解し、仕様書と整合性が取れているか。	
	③ 作成する映像の品質を保つため、必要な技術者や機材の確保など十分な体制が整っているか。	
独自の提案	① 食品ロスの削減に有効なものか。	10
見積書	① 見積金額は適当か。	5
合計点		100